

北海道における重点対策加速化事業促進に係る協力宣言事業者の情報掲載
実施要領

令和7年10月23日
環境省北海道地方環境事務所地域脱炭素創生室

1. 目的

環境省の重点対策加速化事業を活用して実施される地域と共生した太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備及び蓄電池の導入に積極的に協力することを宣言する事業者について、その情報等を環境省北海道地方環境事務所（以下「北海道地方環境事務所」という。）のウェブサイトで公表し、自治体、事業者又は個人による太陽光発電設備等導入の検討における参考情報を提供することで、北海道における重点対策加速化事業活用による再生可能エネルギー設備の導入を促進し、ひいては北海道におけるカーボンニュートラル実現の機運を高めることを目的とする。

2. ウェブサイトへの掲載申請

北海道地方環境事務所ウェブサイトへ情報等を掲載するためには、当該掲載を希望する事業者は、「北海道地方環境事務所ウェブサイトへの情報掲載申請書」において、環境省の重点対策加速化事業の内容及び趣旨を十分に理解した上で活用し、地域と共生した太陽光発電設備等の導入に積極的に協力することを宣言するとともに、必要事項を記入した上で、当該申請書を北海道地方環境事務所に提出しなければならない。

3. 企業情報等の掲載

北海道地方環境事務所は、上記2の掲載申請を受け、適当と認めた場合には、北海道地方環境事務所のウェブサイトに、当該申請に係る事業者情報等を掲載する。

4. 掲載期間

掲載期間は、上記3による掲載の日から当該年度末までとし、下記8による取消事由がないと認めるときは、毎年度末に自動的に更新し、その期間は2030年度末までとする。

5. 法令の遵守等

北海道地方環境事務所のウェブサイトへ情報等を掲載した事業者（以下、単に「事業者」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）その他の法

令及び関連通知の定め並びに二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年環政計発第2203301号）に基づき、適正な執行を確保するものとする。

6. 事業者による協力

事業者は、北海道地方環境事務所が求める場合、取組状況の共有等の協力をを行うものとする。

7. 掲載内容の変更

北海道地方環境事務所のウェブサイトの掲載内容について変更しようとする事業者は、「北海道地方環境事務所ウェブサイトへの情報掲載申請書 内容変更届出書」を北海道地方環境事務所に提出する。

8. 掲載の取消

北海道地方環境事務所は、次のいずれかに該当すると認めるときは、企業情報等の掲載を取り消すものとする。

- (1) 事業者から掲載取消の申し出があったとき
- (2) 事業者が解散又は破産したとき
- (3) 法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員との関係があると認められる場合
- (5) 事業者が法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められる場合
- (6) 事業者が申請内容に虚偽の記載をしたと認められる場合
- (7) その他、第三者に不利益をもたらす等、掲載を取り消すべき重大な事由が生じたとき